

計画作成年度	平成29年度
計画主体	府中市

府中市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 府中市建設産業部産業振興課
所在地 広島県府中市府川町315番地
電話番号 0847-43-7131
FAX番号 0847-46-1535
メールアドレス sangyo@city.fuchu.hiroshima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・小動物（アナグマ・ヌートリア・アライグマ）
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	府中市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻	3,999（千円） 4.04 ha
	野菜	2,447（千円） 0.67 ha
	果樹（柿、栗等）	2（千円） 0.02 ha
	いも類	265（千円） 0.31 ha
シカ	水稻	59（千円） 0.06 ha
	野菜	146（千円） 0.04 ha
サル	野菜	366（千円） 0.10 ha
	果樹（柿、栗等）	12（千円） 0.02 ha
小動物（アナグマ・ヌートリア・アライグマ）	野菜	176（千円） 0.05 ha
その他鳥類	水稻	74（千円） 0.08 ha

（2）被害の傾向

府中市では、市内全域で耕作放棄地や荒廃山林の増加により、イノシシ、サルが、人の生活圏域へ侵入を拡大し、農作物被害が増加している。

① イノシシ

イノシシによる被害は、山間地域を中心に年間を通して発生しているが、民家のすぐ横や、府中市南部の市街地まで出没しており、水稻、野菜、果樹等の農作物や冬季には、特に畔、石垣、側溝の被害が全市的に広がって市民生活を脅かしている。

② サル

サルによる被害は、年間を通して発生している。特に、野菜類への食害、果樹被害が多くなっている。

被害区域は、山間地域を中心に諸毛町、篠根町、阿字町、荒谷町での被害が多い。30頭前後の群れが移動しながら被害を及ぼしている。また、上下町でも被害は拡大している。

③ 小動物（アナグマ・ヌートリア・アライグマ等）
 近年、小動物の被害も増加しており、特に野菜類（大根・いも・イチゴ）の食害が多くなっている。また、上下町、久佐町では、ヌートリアによる被害も出ている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
イノシシ被害	5.02 ha 6,713千円	2.51 ha 3,356千円
シカ被害	0.10 ha 205千円	0.05 ha 102千円
サル被害	0.12 ha 378千円	0.06 ha 189千円
小動物被害	0.05 ha 176千円	0.03 ha 88千円
その他鳥類被害	0.08 ha 74千円	0.04 ha 37千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会に捕獲事業業務を委託し、捕獲事業を実施 ・ 捕獲隊への捕獲報奨金の交付 ・ 隣接市町と連携した捕獲体制の整備 ・ 担い手確保のため、狩猟免許取得更新補助金の交付 ・ 捕獲器（箱わな）を導入し、地域への貸し出し ・ 捕獲鳥獣の市焼却施設での受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年、発生予察に基づいた捕獲計画を立てて対応しているが、耕作放棄地の拡大より被害は減少していないこと ・ 市街地周辺への出没が増加していることにより捕獲活動が難しくなっていること ・ 捕獲従事者の高齢化や担い手の不足
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市補助事業で防護柵設置に係る経費の事業費の1/2を補助 ・ 国の交付金を活用して集落単位での防護柵を設置 ・ 県事業を活用し、環境改善を中心とした被害対策及びモデル圃場の設置 ・ 被害対策に関する講演会・研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防護柵設置集落の周辺集落において被害が増加していること ・ 高齢化や人口減少が進んだ地域における大規模な侵入防止柵の設置及び維持管理が困難であること ・ 集落ぐるみで取り組む環境改善や侵入防止柵の適切な設置及び維持管理を普及すること

(5) 今後の取組方針

<p>(有害捕獲) 捕獲について (国事業を活用)</p> <p>① 捕獲隊による捕獲体制を拡充する。</p> <p>② 箱わな導入を引き続き継続する。</p> <p>③ 収穫前での集中捕獲への取り組みをする。</p> <p>④ 捕獲技術等の研修会を開催し、担い手の育成を行う。</p> <p>(被害防除) 防護について (国事業を活用)</p> <p>国の交付金事業を活用した侵入防止柵の設置を推進する。また、市補助事業のイノシシ防護柵設置事業補助金や中山間地域等直接支払交付金等を活用して、市内全域で集落単位での効果的な侵入防止柵の設置を推進する。</p> <p>(生息環境管理) (国・県事業を活用)</p> <p>集落ぐるみで環境改善を中心とした鳥獣被害対策に取り組める地域の体制づくりのために啓発活動を推進する。また、周辺の山林草刈・整備を行うほか、野生鳥獣が近づかない集落環境づくりを推進する。</p> <p>中山間地の周辺林地の草刈等の整備を行い、生息環境の管理を行う。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>府中猟友会及び上下町猟友会に捕獲事業を委託し、各猟友会において組織された有害鳥獣捕獲隊で捕獲活動を実施する。隣接する市町と連携し、市町界周辺区域での捕獲活動を円滑に実施する。</p> <p>また、鳥獣被害対策実施隊は、府中市有害鳥獣捕獲隊及び府中市有害鳥獣捕獲隊上下方面隊と協議しながら、市内全域の効果的な捕獲が図られるよう、広報・啓発活動を実施する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	全般	市補助事業で免許取得・更新の補助等を行い、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保を図る。 集落の環境改善及び効果的な防護柵の設置を推進することで、捕獲効率の向上を図る。 国の交付金により箱わなを導入し、捕獲体制を強化する。
	イノシシ	町内会に貸出す箱わなを増設し、捕獲の効率を高める。
	サル	地域が主体となって、追払いや捕獲に取り組む。

	小動物 (アナグマ ・ヌートリア ア・アライ グマ)	国の交付金により新たに小型箱わなを購入して捕獲に努める。
平成30年度	同上	同上
平成31年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県鳥獣保護事業計画や、特定鳥獣保護管理計画を踏まえ、適切な捕獲を実施していく。</p> <p>近年の被害状況実績等を基に、府中市有害鳥獣捕獲対策協議会で実態に即した対策が講じられるよう協議決定する。</p> <p>近年、シカ・サル・小動物等の被害が発生していることから、今後は、イノシシ以外の有害鳥獣についても、捕獲を強化していく。</p> <p>平成27年度捕獲実績は、イノシシ捕獲数が313頭、シカの捕獲数が10頭、アナグマ捕獲数が6頭、タヌキ捕獲数が6頭、キツネ捕獲数が1頭、ヌートリア捕獲数が4頭、カラス捕獲数が7羽、アオサギ捕獲数5羽</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	平成29年度	平成30年度	平成31年度
イノシシ	330	330	330
シカ	20	20	20
サル	5	5	5
小動物 (アナグマ・ヌートリア・アライグマ)	20	20	20

捕獲等の取組内容
<p>① イノシシ・シカ イノシシ及びシカによる被害場所を中心に、国の交付金及び単市で導入した箱わな及びくくりわなを活用し、捕獲に努める。また、さらに箱わなを導入し、捕獲体制の拡充を図る。</p> <p>②サル 国の交付金で導入したサル用くくりわなを活用し、被害地区を中心に粘り強く捕獲に努める。</p> <p>③小動物 (アナグマ・ヌートリア・アライグマ) 小動物による被害場所を中心に、国の交付金で導入した小型</p>

箱わなを活用し、捕獲に努める。また、さらに今後小型箱わなを導入し、捕獲体制の拡充を図る。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
全地域	権限委譲済

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
イノシシ・シカ・サル	ワイヤーメッシュ柵 1,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m 電気柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成29年度	全般	・設置した侵入防止柵の適正管理 ・集落による追い払い ・周辺環境整備、放任果樹の除去 ・有害鳥獣対策の指導及び普及
平成30年度	全般	同上
平成31年度	全般	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
府中市	住民の安全確保、捕獲許可、捕獲隊への

	捕獲指示
府中市有害鳥獣捕獲隊	府中市又は警察の指示による捕獲実施
〃 上下方面隊	同上
広島県警察	住民の安全確保、不測の緊急事態時の警職法第4条第1項による措置への対応
広島県東部農林水産事務所	捕獲等に関する情報提供、助言

(2) 緊急時の連絡体制

別図1参照

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	府中市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役 割
府中市	協議会の運営・提言
福山市農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
庄原農業協同組合	農作物野生鳥獣被害対策の助言
府中市猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
上下町猟友会	鳥獣被害防止に関する助言・指導
府中有害鳥獣捕獲隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
〃 上下方面隊	鳥獣被害対策（捕獲）実施
芦田川府中漁業協同組合	情報提供と被害対策への協力
広島県東部森林組合	情報提供と被害対策への協力
甲奴郡森林組合	情報提供と被害対策への協力
府中市集落法人連絡協議会	情報提供と被害対策への協力

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
広島県東部農業技術指導所	鳥獣被害防止に関する助言・技術指導及び情報提供
広島県東部農林水産事務所	鳥獣被害防止に関する助言・指導及び情報提供
広島県農業共済組合	農作物被害に関する情報提供
福山市	情報提供と被害対策への協力
尾道市	情報提供と被害対策への協力
神石高原町	情報提供と被害対策への協力
世羅町	情報提供と被害対策への協力
庄原市	情報提供と被害対策への協力

三次市	情報提供と被害対策への協力
-----	---------------

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員を構成員とした鳥獣被害対策実施隊（平成28年度 現在10名）を設置している。（別図2参照）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

該当なし

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

鳥獣捕獲後の処理については、捕獲後速やかに市焼却施設への搬入又は埋没処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

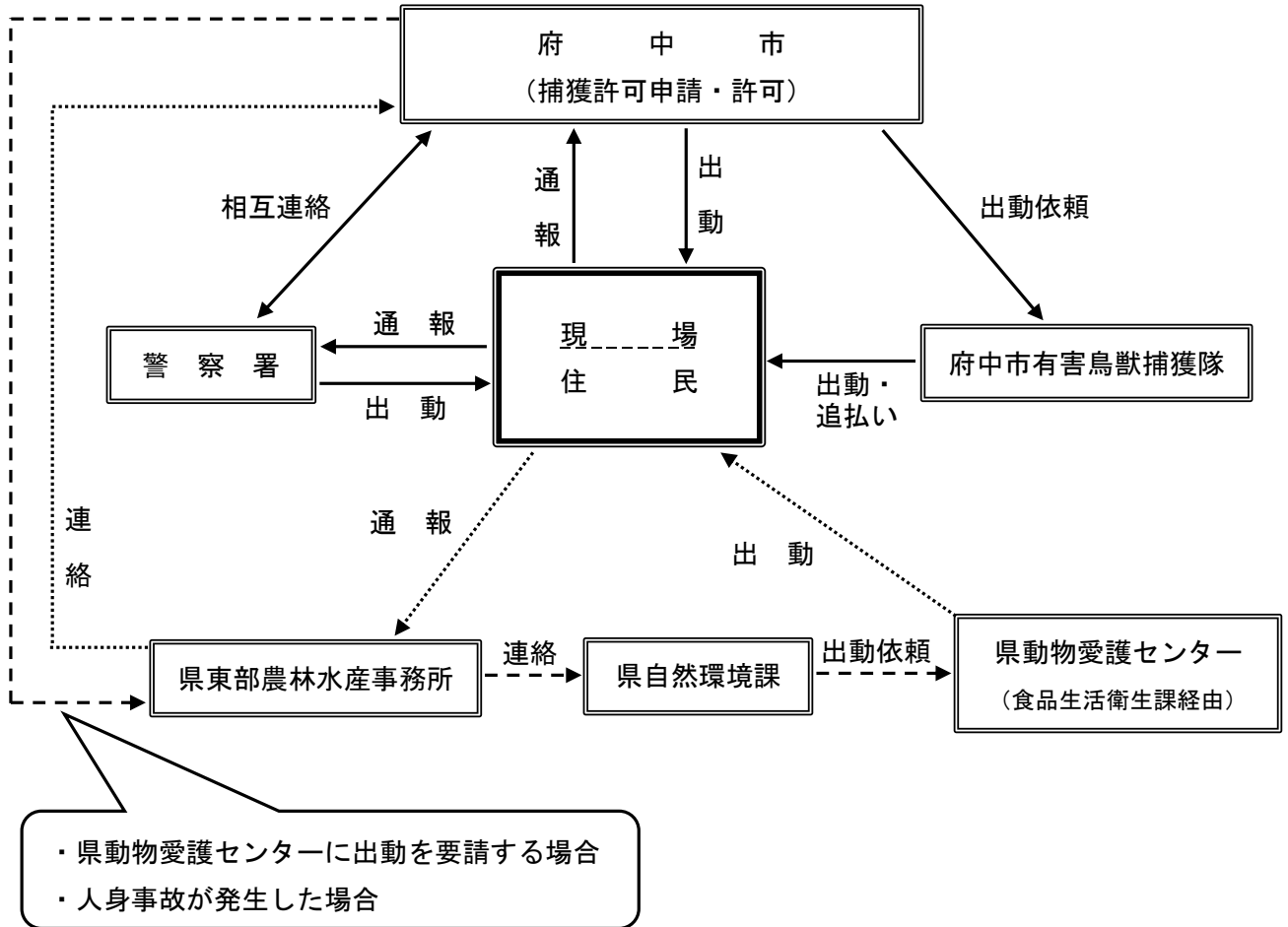
食品としての利用等その有効な利用を検討する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

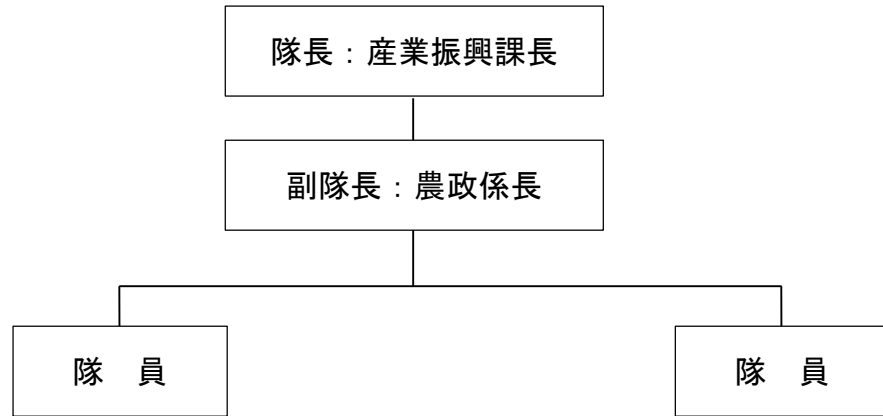
(別図1)

緊急時の連絡体制



(別図2)

府中市鳥獣被害対策実施隊組織図



府中市鳥獣被害対策実施隊の業務

